

弁護士倫理

弁護士倫理研修の紹介



弁護士倫理特別委員会委員長 溝口 敬人 (35期)

1 義務研修としての弁護士倫理研修

日弁連及び当会においては、会員弁護士に倫理研修への参加を義務付けています。当会の倫理研修は、日弁連のみなし認定を受けていますので、当会の研修を受講した場合には、日弁連の研修を受講したものとみなされます。

当会の倫理研修は、倫理研修規則により、新規登録弁護士倫理研修と一般会員倫理研修の2つが設けられています。

一般会員倫理研修は、登録後満5年、10年、以降10年ごとの会員が対象です。従前は登録後満30年の会員までが対象でしたが、規則改正（2007年3月）により上限がなくなり、登録後40年、50年、60年の会員も受講が義務となっています。なお、研修義務を果たさない場合には、氏名の公表等の措置があるほか、会則違反として懲戒の対象にもなります。

2 弁護士倫理研修の内容

2008年度の場合ですと、新規登録弁護士倫理研修は、2回の期日に分けて行い、参加者合計は467名でした（出席率92.5%）。時間は、午後1時半から4時半までで、民事と刑事の2問の事例問題につき参加者に討議をしてもらいました。

一般会員倫理研修は、3回の期日に分けて行い、

参加者合計は560名でした（出席率83.1%）。時間は、午後1時から5時までです。最初の50分は、弁護士会館クレオでセクハラ防止、非弁提携防止に関する実践的な講義研修を受け、その後場所を移動して参加者を各グループに分け、2時から2問の事例問題（共通問題と各登録年用問題）につき討議をしてもらいました。いずれの研修も1期日受講していただければよいものです。

3 バズ・セッション方式を中心とする研修

討議による倫理研修は、弁護士倫理上の問題を含んだ事例につき、参加者が20名程度のグループに分かれて参加者自身の経験等を踏まえて討議する形で行います。この研修方式は、活発な議論がされることを、ミツバチがブンブンと飛び回る様（buzz）に例えて、バズ・セッション方式と呼んでおり、参加者が弁護士倫理を考える格好の機会となっています。この討議には、弁護士倫理特別委員会のほか、綱紀委員会、紛議調停委員会、刑事弁護委員会から選任された複数の協議員が参加し、議論を促進する役割を担っています。なお、新規登録弁護士倫理研修では協議員が中心となって進行を図りますが、一般会員倫理研修では参加者の中から選ばれた世話人に司会進行をお願いしています。

4 倫理研修参加への疑問に答えて

倫理研修については、とくに長年の法曹経験を有する会員から、参加への疑問の声も寄せられています。例えば、長年問題なく弁護士（法曹）をしてきたのに今さら後輩の会員の話を聞くのは苦痛である、倫理は十分に分かっているなどです。

このような声に理解できる点もありますが、実際の倫理研修の内容を誤解している場合が少なくないようです。中心となる研修はバズ・セッション方式によるものであり、事例問題を題材にして、ご自分の経験も踏まえて活発な議論をしてもらい、倫理に関する問題意識を醸成していただくことにあります。ただ話を聞くという方式ではありませんし、倫理の意識が低いから参加をというものではありません。また、従前の弁護士倫理に代わって、弁護士職務基本規程が2005年4月から施行され、従前と異なっている点も少なくありません。セクハラや非弁提携の防止に関する講義も、実践的なもので有益なものです。実際に参加いただいた多くの方からも、同期や若い会員と活発な議論をし、有意義であったと高い評価をいただいています。

なお、長年の裁判官、検事等の経験のある方にも、新規登録弁護士倫理研修を受講していただいておりますが、それまでの法曹経験と弁護士経験とは異なる面が少なくありませんので、若い方と一緒に研修を受けていただいております。

5 免除申請等の制度

高齢や健康等のやむを得ない理由により参加が困難な場合には、免除申請の制度があります。現在のこの運用基準は、日弁連の実施要項も踏まえて、理事者会で次のように定められております。

なお、①の場合には、弁護士業務を行っていないことを要します。

- ①「高齢」を理由とする免除申請は、70歳を目処に診断書等による健康上の問題や業務をしていない状況があれば原則として認める。
- ②「病気」を理由とする免除申請は、診断書の添付があり、研修受講が困難と認められる状況（「自宅療養中」「入院加療中」等の記載）があれば原則として認める。

弁護士倫理研修にご理解をいただき、積極的にご参加をいただきたいと思いますが、参加に支障がある場合には、免除申請のほかに、代替研修の制度もありますので、担当事務局に相談してください。

6 本年度（2009年度）の研修

本年度の一般会員倫理研修に該当する研修所の期は、56期（登録後5年）、51期（同10年）、41期（同20年）、31期（同30年）、21期（同40年）、11期（同50年）、1期（同60年）となります。

また、本年度の日程は下記のとおりですので、該当の方はご予約をお願いいたします。

（一般会員倫理研修）

2009年11月4日（水）、11月7日（土）、
11月17日（火）

時間は午後1時～5時

（新規登録弁護士倫理研修）

2010年3月3日（水）、3月12日（金）

時間は午後1時30分～4時30分

***問い合わせ先（担当事務局）**
総務課 TEL.03-3581-2204